

○東京藝術大学大学院映像研究科施設整備委員会要項

〔平成17年4月1日〕
制 定

改正 平成19年3月28日 平成23年3月29日
平成25年6月13日 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学大学院映像研究科施設整備委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院映像研究科（以下「研究科」という。）の建築等計画案の作成に関すること。
- (2) 研究科の環境整備計画案の作成に関すること。
- (3) 施設・環境室における議事で、予備的審議を必要とする事項に関すること。
- (4) その他研究科の施設整備に関すること。

(組織・任期)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科教授会から選出された教授又は准教授 3人
- (3) 委員会が指名した者 若干人

2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・会議)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選による。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、研究科事務部において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年6月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。